

宮崎県工事検査技術基準

(目的)

第1 この基準は、宮崎県工事検査取扱要領第5条の規定に基づく建設工事の検査について必要な技術的基準を定め検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この基準は、宮崎県工事検査規程第4条に定める完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査に適用するものとする。

(検査方法)

第3 工事検査の方法は、原則として別表第1、第2、第3に定めるところによるものとする。

(許容範囲)

第4 工事検査において、合格として許容する出来形の範囲は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が各々定める出来形管理基準の規格値内とする。

(検査内容)

第5 工事検査は出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書に基づき、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(施工状況の検査)

第6 施工状況の検査は、契約図書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第7 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は宮崎県工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第8 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第9 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(基準の特例)

第10 建築又は設備工事については、この基準によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書又は建築物解体共通仕様書によるものとする。

(その他)

第11 この基準に定められていないものについては、関係JIS、示方書、管理基準又は指針等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 施工状況の検査留意事項

項 目	関 係 書 類	内 容
1 契約書等の 履行状況	契約図書 仕様書 その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約図書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表 工事打合せ簿 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書 工事打合せ簿 その他関係書類	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書 施工体制台帳 その他関係書類	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準（1／6）

工 種			検 査 内 容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)	
共 通	共 通 的 工 種	基礎工(栗石、クラッシャーラン) 均しコンクリート		幅、厚さ、延長 基準高	延長 500 mにつき 1 箇所以上 ただし、500m未満は 2 箇所
		基礎工(コンクリート)		基準高、幅、高さ、 延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
		基礎工 (既製杭、場所打杭、深礎 工、鋼管井筒)		基準高、根入長、 偏心量、杭径	杭 5 本につき 1 箇所以上
		基礎工 (オープンケーソン、ニューマチックケー ソン)		基準高、ケーソン長、 幅、高さ、壁厚、 偏心量	1 基ごと測定
		矢板工		基準高、変位、 根入長、延長	延長 100mにつき 1 箇所以上 ただし、100m未満は 2 箇所
		法 枠 工	延長管理	高さ、法長、間隔 幅、枠延長	枠延長 500 mにつき 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所
			面積管理	厚さ、法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2 箇所
		法 面 工 (備考 (7))	吹付工 植生工	法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開を 測定、1000 m ² 未満は 2 箇所
				厚さ	施工面積1000 m ² につき 1 箇所以上を 測定。ただし、面積 200 m ² 以上 1000 m ² 未満の場合は 2 箇所を測定し、200 m ² 未満は管理データによることができ る。 なお、吹付工は出来形管理孔（備考 (7)）により測定し、□100mm 孔 4 角 の平均とする。
			山腹工 (植栽工を除く)	階段の切り付け 又は盛り立て、区 間長、杭間隔、階 段幅	仕上げは目視で判定し、その他は抽 出して実測し、出来形管理図と照合 柵工にあつては抽出して杭間隔の実 測
		石・ブロック積(張)工 プレキャスト擁壁工		基準高、法長、厚 さ、延長、勾配	延長 100mにつき 1 箇所以上
		舗装工 (路盤工)		基準高、幅、厚さ、 延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
基準高、厚さ又は標高較差 (3 次元モデルによる場合)			1 工事につき 1 断面 (3 次元モデルによる場合)		

別表第2 出来形寸法検査基準（2／6）

工 種			検 査 内 容	検査密度 （適宜、起終点を追加する）
共 通	共 通 的 工 種	舗装工（表層）	幅、厚さ、横断勾配、平坦性、延長	幅及び横断勾配は、延長 200mにつき 1 箇所以上、200m未満は 2 箇所 厚さは、施工面積 5,000 m ² につき 1 箇所以上 ただし、5,000 m ² 未満は 2 箇所 なお、厚さは出来形管理用のコア（備考(7)）により検査する。（橋面舗装工、オーバーレイ工の厚さはコア以外の管理資料によることができる）
			基準高、厚さ又は標高較差 （3次元モデルによる場合）	1 工事につき 1 断面 （3次元モデルによる場合）
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	延長 200m につき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
			基準高、幅、厚さ、延長 （3次元モデルによる場合）	1 工事につき 1 箇所 （3次元モデルによる場合）
		土工	基準高、幅、法長	延長 200m につき 1 箇所以上 ただし、200m 未満は 2 箇所
			天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 （3次元モデルによる場合）	1 工事につき 1 断面 （3次元モデルによる場合）
		水路工	現場打開水路	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
			二次製品大型水路 鉄筋コンクリートL型水路	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
			U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	延長 500mにつき 1 箇所以上 ただし、500m未満は 2 箇所
			管水路	延長 500mにつき 1 箇所以上 ただし、500m未満は 2 箇所 ズレ、間隔は適宜
		鉄筋加工・組立	形状、寸法、品質、配置	段階確認及び出来形管理図表・写真によって確認 現物検査のときは、検測（抽出検査を可とする。）を行って確認

別表第2 出来形寸法検査基準（3／6）

工 種		検 査 内 容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
河 川	築堤護岸	基準高、幅、 厚さ、高さ、 法長、延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所 箇所単位の場合は適宜測定
	浚渫(川)		
	樋門・樋管 水門	基準高、幅、 厚さ、高さ、 延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分を適宜測定 函渠は同種構造物ごと 2 箇所以上
	頭首工 (本体)	基準高、幅、 厚さ、高さ、長さ	構造図の寸法表示箇所を適宜測定
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高、面積	基準高については施工面積 500 m ² に つき 1 箇所 ただし 500 m ² 未満は 2 箇所
	ブロック製作工	各部寸法	規格ごとに 1 個以上を実測
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、 厚さ、高さ、 法長、延長	延長 100m につき 1 箇所以上 ただし、100m未満は 2 箇所
	突堤・人工岬・海岸堤防		
	浚渫(海)	基準高、幅、 深さ、延長	1000m ² につき 1 箇所以上
	防風工 静砂垣工	材料使用量、 材料間の緊結度	標準地方式又は抽出して実測
砂 防	砂防ダム 治山ダム	基準高、幅、厚 さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所
	流路工	基準高、幅、厚 さ、高さ、延長	延長 200m につき 1 箇所以上 ただし、200m未満については、2 箇 所
	斜面对策	基準高、幅、厚 さ、高さ、延長	延長 100m につき 1 箇所以上
	集水井戸	偏心量	実測によって全本数確認
	集排水 ボーリング工	削孔位置、削孔 深、穿孔角度	段階確認記録、出来形管理図表、写 真及び実測により確認
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョ イント間隔、堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境 界線	5 測点につき 1 箇所以上

別表第2 出来形寸法検査基準（4／6）

工 種		検 査 内 容	検査密度 （適宜、起終点を追加する）
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	延長 100m につき 1 箇所以上 ただし、100m 未満は 2 箇所
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1 基以上 につき構造物の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、両坑、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、延長 100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は両坑口部を含めて 3 箇所以上）
道 路	林道土工	平面線形	角度及び IP 間距離は全点、測点間距離は抽出し検測
		縦断	起終点、勾配の変化点及び任意の測点を実測して設計図と照合
		横断	延長 60m 程度ごとに 1 箇所の割合で測点を実測して設計図と照合
		敷砂利	延長 200m につき 1 箇所以上。ただし、200m 未満は 2 箇所
植 栽 工	植栽工	本数、間隔、植穴、苗規格、施肥	本数は全数又は標準地 その他は抽出して実測 スギ：径 5 mm、長 40～70 cm クヌギ：径 8 mm、長 50 cm

別表第2 出来形寸法検査基準（5／6）

工 種			検 査 内 容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
農地整備	農地造成	耕土掘起	耕起深	約 1 h a に 1 箇所以上
		テラス工 (階段工)	法勾配、幅、耕起幅、 側溝幅、側溝高	延長約 1,000m に 1 箇所以上
		道路工 (耕作道)	幅、側溝幅、側溝高、 砂利厚	延長約 1,000m に 1 箇所以上
		改良山成工	基準高、法勾配	基準高は 1 h a に 1 箇所以上 法勾配は、1,000m ² に 1 箇所以上
	ほ場整備	表土扱い	厚さ	全体筆数の 1 割程度の筆を抽出し、10 a 当たり 1 点以上をつば堀測
		基盤整地 田面整地 畑面整地	均平度、面勾配(指定)	全体筆数の 1 割程度の筆を抽出し、上流から 下流に向かって 3 点の基準高を測定 全体筆数の 1 割程度の筆を抽出し、1 勾配 方向の両端部 1 対(2 箇所)の基準高を測定
		畦畔工	高さ、幅、施工延長	延長約 2,000m に 1 箇所以上 ただし、2,000m 未満は 2 箇所
		道路工 (砂利道)	厚さ、幅、延長	幹線道路施工延長 500m につき一箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所 支線道路及び耕作道路は施工延長 1000m に つき一箇所以上 ただし、1,000m 未満は 2 箇所
		暗渠排水 吸水渠工	間隔	面施工の場合は約 1 h a に 1 耕区抽出し通 気孔間隔を測定
		集水渠(支) 導水渠(幹)	布設深、施工延長	延長約 500m に 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所
		畑かんがい (スプリンクラー)	埋設深、設置間隔(定 置式)	適宜測定

別表第2 出来形寸法検査基準（6／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
ため池	堤体工	基準高、堤幅、法長、 施工延長	線的なものは約 20mにつき 1 箇所測定ただし、20m未満は 2 箇所
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレ、スパン長、 施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定（1 スパン 9mとした）箇所的なものは、 適宜構造図の寸法表示箇所測定
	樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレ、 施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心のズレについては 施工延長 10mにつき 1 箇所 の割合で測定。ジョイント間隔 については、1 本毎に測定。 箇所的なものは適宜構造図の 寸法表示箇所を測定
その他	その他構造物	工種に応じ、基準高、 幅、厚さ、高さ、深さ、 法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜測定

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合は、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル、又はウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査することができる。
 なお、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場の試行要領（令和3年3月26日宮崎県環境森林部、令和3年3月26日宮崎県農政水産部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）、「建設現場における遠隔臨場の実施要領（令和5年1月27日宮崎県県土整備部技術企画課）」第6（遠隔臨場による段階確認等の実施）及び「営繕工事における遠隔臨場の実施要領（令和5年11月1日宮崎県県土整備部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）に準じて行うものとする。
- (2) 検査箇所は、原則、検査員の指示による。
- (3) 現場の施工状況、工事規模から必要に応じて、検査項目の追加及び省略ができる。
- (4) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。
- (5) 「工事検査技術基準」に定められた検査密度以上を原則とし、かつ偏りのないように検査箇所を選定する。「工事検査技術基準」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね出来形管理基準の管理頻度の20％程度実施するものとする。
- (6) ICT活用工事の実地検査は『3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)』（令和5年3月国土交通省）「6－2 出来形計測に係わる実地検査」による。
- (7) 吹付工の「厚さ」の出来形管理孔並びに舗装工（表層）の出来形管理用コアは、検査時の計測で使用することから、出来形管理測定箇所の選定に際しては受発注者間で十分協議し、測定箇所を施工計画書に明記するものとする。
 また、吹付工における出来形管理孔の埋戻しは、原則として検査完了後に行うものとする。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
共通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	観察又は品質証明書(場合により実測)により検査する。
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書等と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察(場合により実測)により検査する。
		(2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか	
		(2) 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か	
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か	
	構造物の機能	構造物又は付属施設等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。
道路	舗装	路盤工	主に施工管理記録及び観察(場合により実測)により検査する。
		(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料(場合により実測)により検査する。
土羽	土羽工	土羽土の品質、締固め	目視又は必要に応じて掘り上げて確認する。
鋼製構造物	鋼製構造物 (橋梁・ダム類 防止柵等)	(1) 鋼材の品質	品質証明書、試験結果その他計算資料等で確認する。
		(2) ボルトの締付	ボルト全数の5%以上を抽出して締付状況を確認する。 (製作工場における検査を含む)